

1 制度の概要

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成 11 年 7 月 28 日制定）」に基づき県が定める指針により、①土づくり技術、②化学肥料低減技術、③化学合成農薬低減技術を一体的に行う農業生産計画（導入計画）策定した農業者（愛称：エコファーマー）を知事が認定。

エコファーマーになると、農業改良資金の貸付に関する特例措置として、償還期間が 10 年（うち据置期間 3 年）から 12 年（同 3 年）まで延長されます。

また、導入計画に基づき生産された農産物に添付するシールや包装容器、チラシや名刺などに「エコファーマーマーク」を表示することができます。

なお、エコファーマーの認定期間は 5 年間です。

2 認定の条件

- (1)長野県内で農業営む者（農業生産法人を含む）
- (2)持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農作物の作付け面積が、当該作物と同じ種類の農作物の合計作付面積の概ね 5 割以上を行う計画であること。
- (3)長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づく、①土づくり技術、②化学肥料低減技術、③化学合成農薬低減技術から、それぞれ各 1 技術以上を導入すること。

なお、申請には申請書の他に土壌診断結果が必要になりますので、早めに準備をお願いします。

3 長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

- (1)対象作物 96 作物（普通作物 7、果樹 16、野菜 52、花き 13、特用作物 5、飼料作物 3）
- (2)持続性の高い農業生産方式の内容

技 術 名	技 術 の 内 容
1 土づくり技術	①たい肥等有機質資材施用技術 ②緑肥作物利用技術
2 化学肥料低減技術	①局所施肥技術 ②肥効調節型肥料施用技術 ③有機質肥料施用技術
3 化学合成農薬低減技術	①温湯種子消毒技術 ②機械除草技術 ③除草用動物利用技術 ④生物農薬利用技術 ⑤対抗植物利用技術 ⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術 ⑦土壌還元消毒技術 ⑧熱利用土壌消毒技術 ⑨光利用技術 ⑩被覆栽培技術 ⑪フェロモン剤利用技術 ⑫マルチ栽培技術

4 認定件数（平成 22 年 3 月末日現在）

	認定件数
全国 ※	246,104
長野県	7,909
長野管内	3,546

※全国は 21 年 9 月末現在

エコファーマーマークの使用については  
「農林水産省」のホームページをご参照ください。

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyohozen\\_type/h\\_eco/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyohozen_type/h_eco/index.html)

